報告第１号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和５年５月１６日報告

白井市長　笠　井　　喜　久　雄

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和５年４月２４日

白井市長　　笠　井　　喜　久　雄

損害賠償の額を定めることについて

１　相手方　　白井市会計年度任用職員１５名

２　事案の概要

用務員や調理員など、技能労務職については、最低賃金法の適用を受けるが、解釈を誤り、地方公務員法第５８条により、最低賃金法の適用を受けないものとして、１時間当たりの報酬を定めていたことから、最低賃金を下回る過少な支払となっていた不足分を追加支給するに当たり遅延損害金が発生したもの。

３　損害賠償の額　　金４６９円

報告第１号資料

遅延損害金個人別一覧

番号	遅延損害金（円）
1	3
2	22
3	166
4	16
5	16
6	14
7	133
8	12
9	13
10	12
11	12
12	13
13	13
14	12
15	12